

## ふるさと納税返礼品割合の変更について（お知らせ）

日頃から心温まるご寄附をいただき誠にありがとうございます。

草津温泉は全国の皆様から愛され続け「プロが選ぶにっぽんの温泉100選」において14年連続全国1位という名誉な結果をいただいております。

昨年度におきましても全国の皆様から大変な好評をいただき、皆様からの応援を原資に環境整備が推進され、更なるお客様への還元として巡り続けるものと思ひ、感謝の間もございません。

このように日々進化を続ける草津温泉を応援いただく全国のファンの皆様に、国の「ふるさと納税」という制度を活用し、寄附をいただいた際には寄附金額の半額相当を「くさつ温泉感謝券」としてご提供しておりましたが、国の目指すふるさと納税制度の健全な発展に寄与するため、平成29年10月1日より「くさつ温泉感謝券」の返礼割合を3割とさせていただきます。なお、感謝券利用可能店舗におきましては変更ございません。

また、くさつ温泉感謝券と共にご用意しております「大滝乃湯入浴券」におきましても、平成29年10月1日より返礼割合を見直し、1万円の寄附で5枚提供とさせていただきます。

返礼割合変更後におきましても、これまでと同様、皆様に応援していただけるよう、町と町内事業者が一丸となって努力してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成29年7月吉日  
草津町長 黒岩 信忠

### 下記の事項を必ずお読みください

- ※平成29年10月1日以前にご入金をいただきました分におきましては「寄附金額の半額相当」の感謝券をお送りいたします（大滝乃湯入浴券も同様です。）
- ※平成29年10月1日以後にお申込・ご入金をいただきました分につきましては平成29年10月1日以後の返礼割合に基づき（感謝券であれば寄附金額の3割相当、大滝乃湯入浴券であれば1万円の寄附で5枚）特典を送付させていただきますのでご了承ください。
- ※クレジットカード決済分につきましては、決済日をもって手続させていただきます。カード会社各社の引き落とし日ではございませんのでご注意ください。
- ※平成29年10月1日より特典の贈呈は草津町外在住の方が対象となります。草津町在住及び草津町に住民登録のある方は特典の対象とはなりませんのでご了承ください。